

議第 29 号

下呂市個人情報の保護に関する法律施行条例について

下呂市個人情報の保護に関する法律施行条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の改正により国、民間、地方公共団体での個人情報の取り扱いが一元化されることに伴い、当該条例を制定するもの。

下呂市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者、消防長及び財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 市の機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的及び概要
- (4) 個人情報の記録の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録の項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 市の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市の機関は、登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を登録簿から抹消しなければならない。

4 市の機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報の開示を写しの交付により受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(下呂市個人情報保護審査会への諮問)

第5条 市の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、下呂市個人情報保護審査会条例(令和 年下呂市条例第 号)第2条に規定する下呂市個人情報保護審査会に諮問することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(下呂市個人情報保護条例の廃止)

第2条 下呂市個人情報保護条例(平成16年下呂市条例第21号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の下呂市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)の規定により知り得た個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第8項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第14条、第21条又は第26条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、削除、目的外利用等の中止及び利用停止の取り扱いについては、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で

提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(下呂市債権管理条例の一部改正)

第4条 下呂市債権管理条例(平成29年下呂市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(債務者情報の収集等)</p> <p>第7条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該市の債権の管理に関する事務を行うため、当該市の債権に係る債務者の個人情報(次項において「債務者情報」という。)を、他の<u>市の機関</u>(<u>下呂市個人情報保護施行条例(令和5年下呂市条例第 号)第2条第1項に規定する市の機関</u>をいう。以下この条において同じ。)から収集し、又は目的外に<u>市の機関内</u>において利用し、若しくは他の<u>市の機関</u>に対して提供することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づき債務者情報を収集し、又は目的外に<u>市の機関内</u>において利用し、若しくは他の<u>市の機関</u>に対して提供するときは、当該市の債権の管理に関する事務以外の目的に債務者情報が使用されないよう、当該債務者情報を適正に管理しなければならない。</p>	<p>(債務者情報の収集等)</p> <p>第7条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該市の債権の管理に関する事務を行うため、当該市の債権に係る債務者の個人情報(次項において「債務者情報」という。)を、他の<u>実施機関</u>(<u>下呂市個人情報保護条例(平成16年下呂市条例第21号)第2条第8号に規定する実施機関</u>をいう。以下この条において同じ。)から収集し、又は目的外に<u>実施機関内</u>において利用し、若しくは他の<u>実施機関</u>に対して提供することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づき債務者情報を収集し、又は目的外に<u>実施機関内</u>において利用し、若しくは他の<u>実施機関</u>に対して提供するときは、当該市の債権の管理に関する事務以外の目的に債務者情報が使用されないよう、当該債務者情報を適正に管理しなければならない。</p>

【参考資料】

下呂市個人情報の保護に関する法律施行条例要綱

1. 制定理由

個人情報の保護に関する法律の改正により国、民間、地方公共団体での個人情報の取り扱いが一元化されることに伴い、当該条例を制定するものです。

2. 概要

- (1) この条例の趣旨を定めます。
(第1条関係)
- (2) 条例において使用する用語の定義について定めます。
(第2条関係)
- (3) 個人情報を取り扱う事務については、個人情報取扱事務登録簿を備え付けます。
(第3条関係)
- (4) 手数料は無料とします。ただし、写しの作成及び送付に要する実費は徴収します。
(第4条関係)
- (5) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、必要に応じて、下呂市個人情報保護審査会へ諮問します。
(第5条関係)
- (6) 条例の施行について、必要な事項は規則で定めるものとします。
(第6条関係)
- (7) この条例は、令和5年4月1日から施行します。
(附則第1条関係)
- (8) 新しい条例の制定に伴い、旧条例を廃止します。
(附則第2条関係)
- (9) 廃止前の下呂市個人情報保護条例の規定による、個人情報の利用義務、取り扱い及び規定に違反する行為に対する罰則について経過措置を定めます。
(附則第3条関係)
- (10) 下呂市債権管理条例の引用先を新条例に改めます。
(附則第4条関係)

